

個別相談7

<p style="text-align: center;">相談者</p>	<p>(団体名) NPO 法人 (まちづくり、情報社会の発展 等)</p>
	<p>(氏名) 代表 ・ 理事</p>
<p style="text-align: center;">相談・依頼内容</p>	<p>相談概要(何の相談だったか一言、一文で)</p> <p style="text-align: center;">役員報酬について</p>
	<p>① 現在代表が「役員報酬」を受け取っているが、労働の対価としての報酬とどのように折り合いをつけたらよいか？また、他の理事が作業に従事した場合はどうするのか？</p> <p>② 使用人兼役員の勤務時間等の取り扱いについて、就業規則通りじゃなくて大丈夫か？</p> <p>③ 収益事業部分のみ別途計算して申告しているが、これで良いか？</p>
<p style="text-align: center;">対応・処理 助言した内容等</p>	<p>① → 法人税法上、代表が労働の対価として賃金を得た場合でも「役員報酬」にあたる。また、代表とその他の理事の労働に対する賃金については、総会と理事会において決議し、下記の件について明文化する必要がある(「議事録に記載する文言」参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員報酬の承認に関する件(年間の総額と月毎の定額の上限) <li style="padding-left: 20px;">→ 事前届出で損金算入できる。 ・ 理事に使用人職務を委嘱する件 <p>但し、代表や副代表、専務・常務・監査役・監事は使用人の兼務は出来ない。 また、賞与についても同様。</p> <p>② → 場所や時間、支払方法などは法人側で決めて大丈夫。</p> <p>③ → 公益法人にとって「会費、寄付金、固定資産取得のための補助金収入」の3つは不課税取引。NPO 法上の非収益事業と法人税法上の収益事業は重なるので整理が必要。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">特定非営利活動</p> <p style="font-weight: bold;">法人税法上の 34 業種</p> <p>不課税 (会費・寄付金等)</p> </div> <p>「収益事業」のみ別途計算して申告する方法より、本来事業(特定非営利活動)から不課税部分のみ別表で減ずる方法の方が間違いない。</p>